

伊勢市と皇學館大学との連携に関する協定書

伊勢市(以下「甲」という。)と皇學館大学(以下「乙」という。)は、相互の発展に資するために、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、文化・教育・学術の分野等で相互に機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 地域文化の振興に関すること。
- (2) 福祉の推進に関すること。
- (3) 生涯学習の振興に関すること。
- (4) 地域の活性化に関すること。
- (5) 環境の保全・再生に関すること。
- (6) 教育の充実に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからでも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成20年7月11日

(甲)伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市
伊勢市長

(乙)伊勢市神田久志本町1704番地

皇學館大学
学長

森下隆生



伴五郎



津波発生時における津波緊急避難場所としての使用に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と学校法人皇學館（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する施設を地域住民などの津波緊急避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。なお、津波緊急避難場所とは、津波から一時的に避難する施設であり、避難生活をする場所ではない。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波緊急避難場所として、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	皇學館大学
所在地	伊勢市神田久志本町1704番地
所有者	学校法人 皇學館
使用場所	皇學館大学 第1グラウンド
使用場所の面積	13,963 m ²

- 2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下に行うものとする。
- 3 乙は、対象施設の増改築等により、対象施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により津波緊急避難場所としての使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、乙及び地域住民等が津波緊急避難場所としての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波緊急避難場所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、地域住民等が破壊しなければ避難が困難であり、やむを得ず破壊したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙で協議を行うものとする。

（利用者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波緊急避難所表示、公開）

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波緊急避難場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一



乙 伊勢市神田久志本町1704番地
学校法人 皇學館
理事長 佐古 一洵

